

整理番号	消防 - 法不 - 67
------	--------------

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	高圧ガスの製造、貯蔵、販売又は消費の停止命令
概要	市長は、第2種製造者、第2種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者が、法令の規定に違反したときは、期間を定めてその製造、貯蔵、販売又は消費の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第38条第2項 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/</a> )
処分基準	高圧ガス保安法第38条第2項 都道府県知事は、第2種製造者、第2種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者が次の各号の一に該当するときは、期間を定めてその製造、貯蔵、販売又は消費の停止を命ずることができる。 1 第12条第3項、第15条第2項、第18条第3項、第20条の6第2項、第24条の3第3項、第34条若しくは次条第1号若しくは第3号の規定による命令又は同条第2号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。 2 第28条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備考	